

月例総会議事録

- 1 招集日時 平成31年1月16日（水）
- 2 開会日時及び場所
平成31年1月16日（水） 午後 1 時45分
防府市役所 1 号館 3 階 南北会議室
- 3 閉会日時 平成31年1月16日（水） 午後 3 時35分
- 4 委員氏名

(1)出席者（18名）

（1 番）石川 眞平 （2 番）池田 静枝 （3 番）中山 博祐 （4 番）宇多村史朗
（5 番）井元 均 （6 番）吉本 典正 （7 番）木原 伸二 （8 番）古谷 修造
（9 番）光井 憲治 （10番）田村 正信 （11番）石田 卓成 （12番）熊安 悦子
（13番）鹿角 清美 （14番）池田 圭介 （15番）原田 道昭 （16番）内田 成男
（17番）三輪 栄一 （18番）藤井 伸昌

(2)欠席者（0名）

5 議事に参与した者

農業委員会事務局長	内田 健彦
〃 局長補佐	永田 正明
〃 農地振興係長	秋里 幸
〃 書 記	富永 大志郎

6 提出議案及び報告事案

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第 5 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 9 条第 3 項の規定による協議について

報告第 1 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出について

報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出について

報告第 3 号 農地法第 1 8 条第 1 項但し書きの規定による合意解約通知について

報告第 4 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について

報告第5号 現況証明書の発行について

報告第6号 農地法施行規則該当転用届について

報告第7号 時効取得の通知について

報告第8号 届出取消申請について

7 会議の要領及び議決事項

議長 本日の出席委員が定数に達したので開会を宣言し、下記委員を署名委員に指名す。

3番 中山 博祐委員

4番 宇多村史朗委員

午後1時45分開会

○事務局 ただいまから1月の月例総会を開催いたします。

本日は全員御出席ですので、会議規則第6条の規定により総会が成立することを御報告いたします。

では、早速、会長から御挨拶と議事進行をよろしくお願いいたします。

○藤井会長 (挨拶)

本日の議事録署名委員さんは、3番、中山委員さん、4番、宇多村委員さん。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、早速、議案審議に入ります。議案第1号、事務局、説明をお願いします。

○事務局 それでは、御説明いたします。

議案書1ページ、資料の1ページからになります。

議案第1号につきましては、農地法第3条の規定による許可申請が4件提出されており、4件とも所有権の移転です。目的は、規模拡大が4件です。

別途営農計画書を御参照の上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは、1番、地元委員さん、説明をお願いします。

○16番 16番、内田が報告させていただきます。

新年最初の案件ですが、大変厳しい案件になります。皆さん方のしっかりした英知をお借りしたいと思います。

この案件1ですが、規模拡大、所有権移転の申請でございます。

場所は、議案書の1ページですが、—————の下、—————近くの第3種農地です。

1月7日に現地を確認させていただきました。また、それでは不十分なので、1月8日に再度、現地確認させてもらって、その上で譲渡人の—————、—————というんですが、それとお話しさせてもらって、なおかつ周辺、この土地の近くに唯一水田耕作されている—————という方がお

られるんですが、その方とも話をさせていただきました。その足で譲受人の———に事務所で意向の確認をさせてもらいました。

周辺農地は、平成27年度に、8月頃でしたが、3カ月連続で———の方から———に所有権移転になった経緯があるんです。全てその案件は保留になったんです。その保留というのは、規模拡大の意向というのをどうも皆さん不安視されたわけです。トラクターもない、人に依頼して農地を耕作してもらおうとか、そういう案件だったんです。この———という方は、不動産業をやっておられる方です。その当時の———と私とで、トラクターも何もないような状況だったので、トラクターを買ってもらったんです。

今回の当該地は、2枚あるんですが、その周辺はもう3年前に———の所有になっているわけですね。今回この———の2枚は、とうとう残っていた2枚なんです。その2枚が湿田で、長いこと耕作はされておられません。29年度に———から、この———の土地の所有権移転が、こういうふうに規模拡大で申請が事務局に出たようですが、私の意見を聞かせてくれと事務局から連絡があって、私は受けるなと言ったんです、現状から判断してですね。

そういうことですが、規模拡大でありながら、———自らの意欲がちょっと感じられなかったもので、こういうことになったんですが、初回から丸3年たったんですね。3年たって、どうにか———も一部稲作を耕作され始めたんです。それまでに私も何度も話をさせてもらったんですが、話をする中で、意欲というのがよくわからないんですよ。

今回の営農計画書を見ても、規模拡大にしては十分納得できるものじゃないですね。農機具はこの記入のとおりですが、この計画書を見ても、人の助けを借りて、どうにか稲作を始められたような状況なんですよ。

今回、———の事務所でゆっくり話をさせてもらったんですが、前回と同様、昔はやった3条買いの4条売りが濃厚じゃないかというようなことは読み取れるわけです。でも、本人はやる言うんですからね。では、買った土地で全部稲作やれよとは、十分言いました。ここはちょっと湿田だからどうか、ユンボでちょっと溝を掘ってどうか言うから、どうしても地元委員として話していて、すんなり、ああいいよ、とはいかないわけですね。この前の段階でも、稲作はどうもされていないから、2時間ぐらい事務所でまた話しました。これは去年のことです。

だから、営農しているというより、維持管理はどうにかしていますよ。不動産業者ですから、草はきちっと刈っているんです。いずれはというのがあるんです。

だから、この事例はずっと引っ張っているんですが、私も、この———もなんですが、この方ともよく話しするんですが、既に売買契約は済んでいるんですよ。仮契約になっているんです。お金はもらっておられるんです。この方は、最後に残っていたので、この周辺をそういうふうにみんな———が買われましたから、あなたは安く売ったらだめだよと私は言っていたんです。その

方もあまり営農は本気じゃないので、とうとう手放したということですが、これはやむを得ないのじゃないかと思うんです。だから、お金をもらっているとか何とかであるので、今回は何か理由をつけて一筆念書を取るとか、そういう格好をとって承認をしないといけないのじゃないかとも思いますし、また今後のこともあるから、その周辺がまたどうも目を付けたような農地もあるんですよ、荒れた農地もあるんですよ。

だから、これに手を付けてもらおうと、また同じようなことがあるので、ここは念書を取って、営農をしてもらって、せめて2、3年は稲作をして、それから後に第4条で自分の農地を宅地分譲するなりすればいいと思うんですが、そういう意向が非常に濃厚な方なんですよ。

ここで、農地法の第3条2項1号の全部効率利用要件とか、4号の従事要件とか、7号の地域調和要件は、これは満たされています。別に問題はないですけどね。だから、普通の建売住宅で、すんなり第5条で開発許可を出して、ちゃんとやればいいじゃないかという話もしたんですよ。結局、切り売りみたいなものですね、自分の農地を取得して、少しずつ切って売るという格好じゃないかという気がしますけどね。

それで、農機具もトラクター1台、田植機1台とありましたが、現地も確認させてもらいましたが、前回のときには草刈機しかなく、トラクターも何にもなかったんですよ。今回は、トラクターを前回のときに買ったから、古いトラクターが1台ありました。それは本人が乗ったのを見たことありません。田植機、今年も田んぼ一部植えている。これはね、人の田植機なんです。その田植機は、その依頼されたところの農舎に1台あるんですよ。

稲を植えるとき、私も見せてもらったんですが、私も非常に気になる案件で、しょっちゅう通るところですから、よく見るんですけど。その田植機を所有されている方が乗って、———2名が応援に行って植えていたような事例があるんですよ。品種は「きぬむすめ」でした。気になる案件だから、しょっちゅう見ますね。

だから、これは本当に皆さんの御英断を仰がないといけない案件です。皆さん、どういうふうに思われますか。御審議をお願いしたいと思います。

○藤井会長 説明が終わりました。今ございましたように、今年一番にふさわしい案件じゃないかと思います。しっかり議論していただきたいと思います。

それでは、審議に入ります。御意見のある方はお願いします。どうぞ。

○11番 11番、石田です。

将来宅地になるんじゃないかという心配があるということですが、過去にこの方が造成とか宅地分譲された実績があるんでしょうか。

○16番 ———は皆そうです。———周辺。

○11番 最近は。

○16番 最近はないです。売る物件がなくなったから、自分の分が。だから、とりあえず第3条で買っておこうということだろうと思うんです。この方、耕作面積が1町となっているでしょう。稲作は1反ちょっとです。ほかはどうなっているかという、荒れ放題。これは三輪さんがよく知っておられます。

○17番 これはお父さんが持っておられた田んぼですけど、やっぱり荒れ放題です。そりゃもう手がつけられないほど荒れ放題ですね。

○16番 その農地は見向きもしないんですよ。ちょっとよろしくない、進入路にしても。今回の案件の農地とは随分離れたところにあるんですけど。今回は——のすぐ近く、一番、——のすぐ近くで、非常に便利のいいところではあるんです。

だから、3年前というのが、建設業と不動産業をやっておられてで、今、建設業はやっておられません。不動産業はずっとやっておられる。

ただね、私が気になるのは、——がね、お金はもらっていて、いつまでもその所有権移転はならんということですからね、気の毒ですよ。

○4番 お金もらっておられるということですか。

○16番 間違いなくもらっている。

○4番 契約書は。

○16番 仮契約、もらっている。

○4番 本来、許可取って、それからのこと。

○16番 取ってからのことでしょう。やっぱり不動産業者さんですから、先手先手なんですよ。

○8番 8番、古谷ですけどね、仮契約はだめです。なかったことになるんです。

○16番 だから、それはなかったことになっても、金は受け取っているんです。農業委員会がどういう判断をしても、金を取っている以上はどうしようもないじゃないですか。

○8番 いやいや、金を取っても契約そのものは成立しない。農業委員会が承諾して初めて成立するんです。それはだめ。

○16番 今まで農業委員会で拒絶という案件がありますか。保留はあるけど、拒絶ということはやっていないでしょう。

○藤井会長 僕がやっている限り、ないです。

○16番 ないでしょう。だから、私も気になるんですよ。保留はこの案件であつたんですよ、何度も。

○8番 今まで条件付きというのはあるんですけどね。

○16番 だから、私も今回は、念書を取らないとしかたないのではないかと思います。

○8番 それには賛成いたします。

○11番 確か3年前ぐらいに買われたのが記憶にあるんですけど、そっちの分もちゃんとやり出したらオーケーにするとかですね。

○16番 それをこの前、事務所で言ったんです。27年度のときに、まず所有権移転が3件、5人の方から所有権移転があったんですよ。

そのときに耕作しておられた方が2名おられたんです。その年には所有権移転は済んでいるけど、もとの耕作者、要するに売った方がそのまま継続して稲作をしたんです。———がさせたんですね、実績を作るために。

その翌年、そのときの営農計画書を私は忘れないんですが、今回と同じように立派なことが書いてある。ウリとスイカを植えて6次産業に貢献するということだったんです。そのときも、おまえがトラクターに乗っているのは見たことないという話だったんです。今回も、ウリとスイカはどうなったのかと言いました。ウリとスイカを植えるどころじゃありません。

1年目は、もとの耕作者がそのまま植え付けをやった。2年目は、きちんと管理はします、さっきも言いましたが、管理はされていますよ。草はきちんと刈って、水路がうまいこと流れないから、溝もきれいに掘って、やっておられますよ。

だから、今回も、去年、おとし、やらなかったから、私も事務所に行って、やっていないじゃないかと話をしたんです。去年の話ですよ、平成30年度、2町ほどやっておられます。だから、まだほかの案件は全然やっていないから、今回絶対やれという口約束だけはしましたよ。でないと、規模拡大の案件、皆さんが、オーケーとはならないと言ったんです。今回初めて2町ほど植えられました、人の手を借りて。だから条件付けて。

○15番 15番の原田です。

私も、2人ともよく知っている人なんですけど、この———という方はなかなか商売が上手で、過去からこういう土地をうまく利用して金もうけをされている方なので、その辺を内田委員も相当危惧していて、営農計画どおりいくかどうかということをしごく心配しているんじゃないかなという気がするんですね。

そうだったら、私は基本的にこの案件は反対ですけども、なかなか、そういうわけにもいかなないので、条件を付けるべきじゃないかなという気がします。どういう条件が一番いいのかは、さっき言った念書を取るとか、あるいは期限を切って最低限その間は何か作付するというような内容の条件を付けておけば、とりあえずはいいんじゃないかなという気がしますね。その先はもう農業委員がずっと監視するしかないと思いますけどね。

以上です。

○藤井会長 どうぞ。

○4番 4番、宇多村ですが、営農計画書の上から2番目の利用計画がありますね。ここには「休耕

中の農地ですが、そこに通じる道や水路を改修し、効率的な農作業ができるように計画して、水稻の再開を図る」と書いていますね。要はこれが履行できるかどうかという話だと思うんです。

○16番 一部やっていますね。

○4番 一部。

○16番 一部。真砂を入れてね、自分が買った農地。正確に言えば、農地法違反かもしれません。

○4番 それなら、事務局にも質問したいんですが、この申請書の中身を履行することについて、事務局はどのように考えていらっしゃるのか、行政指導をどのようにされるのかをお聞きしたいんですが。やりとりか何かありますでしょうか。

○事務局 事務局です。

宇多村委員から御指摘のあった道や水路の件ですけれども、我々も現地を確認しました。確かに水路を作られているのと、農道が作られていることが現況で確認できました。農道を作る際や、農業のために使う水路を作る際は、第4条1項8号という届け出が必要になるから、これについては、その水路の部分と農道の部分をちゃんと求積して、その部分は届け出をしてくださいという指導はしていこうと思っております。

○16番 頭を悩ます案件ですよ。

○藤井会長 ほかにどなたかございませんか。どうぞ。

○6番 6番、吉本です。

事務局から説明があったんですが、この今、営農計画の備考のところに書いてあるわけですね。農道とか水路を自分が買っている土地に作るのは届け出でいいと言われたんですけど、それではいけないでしょう。農地という地目を農道なり道路に変えるなら、一応、農業委員会で審議しないとイケない。今度、第4条、ここに出して、審議してですね、妥当かどうかをやる必要があると思うんですが、どうですか。

○事務局 それで、届け出があった場合、その月に、審議に、この場に提出はするようにはなっております。（発言する者あり）それで、その届け出を受けて、もうそれで施工というわけではなく、また月例総会にかけて、それで許可とはなります。

○11番 第4条以外でも、耕作上どうしてもないといけないときは、4条を通さない場合があると思うんですけど。届け出だけで済む。僕も——のほうで、それで出したことがあるんですけど。その辺についての説明を。

○事務局 この農道とか水路の場合、届け出をしていただいて、月例総会で報告という形で、その案の中に入れております。

○11番 第4条じゃなくて。

○事務局 そうです、はい。許可ではなく、届け出ということで。それで、この月例総会の案に入れ

ます。報告をさせていただきます。

○藤井会長 吉本委員さん、よろしいですか。

○6番 今の関連なんですがね。例えば、300坪の農地を、買った農地があるというなら、もう名義はその方になっているから、そこへ農道と水路という名目で、例えばかなり幅の広い4mぐらいの道路を作るということでも届け出でいいんですか。それは言わないといけないでしょう。

○事務局 まず、それは、提出いただいた書類で判断します。農道自体は制限はありません。奥行き距離は、面積と距離の制限はございません。ただ、例えば、おっしゃるように4mとか、明らかに農道としては過剰であると判断した場合は、それを出し直してください、4mも必要ないでしょうと事務局が説明しますので、出し直してくださいとか、そんなに必要ないですかとか、農業委員さんに意見を伺うことになります。

○藤井会長 いいですか。農道の件に関しては、既にできているので、本来なら届け出する案件ですが、今回の場合はほかの事情が絡んでいるので、許可を出すということになれば、農道に関しては修正と始末書くらいは取るということ。本来は始末書を取る必要はないかもしれませんがね、そのくらいはしたいと思います。

ほかに全体の流れから見て、何か御意見のある方、ございませんか。

○8番 念書付きで許可するしかない、そう思いますけどね。

○藤井会長 皆さんの御意見といたしましたら、条件付きで許可もやむなしということだろうと思いますけれども、一番関わる場所は全部耕作要件だろうと思います。3年前に5町買って、2町しか耕作されていないということで、3町に対する耕作の予定、それと従来から持っておられる、ほかの農地の扱いについてもはっきりさせた上での許可というふうに持っていっていただかなければ、流れとしてはそれでよろしいでしょうか。

ですから、今回はとりあえず取り下げて、改めて、残りの農地の営農計画書をはっきり作成して提出していただいて、それを付けて、またこの場で審議する形にしたらどうかなと思うんですけれども、皆さんのお考えはどうでしょうか。

○8番 異議ありません。

○4番 それでいいと思います。だから、これに書いてあることがちゃんと履行、担保されるかが一番問題でしょうから、今までのことも含めて、やっぱり行政のほうからしっかり指導してもらって、報告してもらったらいと思いますね。

○藤井会長 不動産屋さんが農地を取得されていたのは、過去にも——でもありましたし、明らかにその可能性が大きいとしても、それを証明するものは何もないわけで、農業委員会として2年やったら転用するんだろうとわかっている、それを裏付けるものはないので、今までもそのままずる行っていたケースがありますけれども、少なくとも2年、3年は耕作していただくということ

は守っていただかなくちゃいけませんので、その旨に沿った営農計画書が出されたときに、また判断していただくという形にしたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 それでは、今回、この1番につきましては、保留という形にさせていただきたいと思います。皆さんの賛同を確認したいと思いますので……

○8番 ちょっといいですか。

○藤井会長 どうぞ。

○8番 先ほど——の委員さんからお話がありましたように、現在、1町歩ということですが、そのほとんどが作付されていないという実態があるとおっしゃいましたが、間違いないですか。

○16番 間違いないです。

○8番 それであれば、やはり私とすれば、その農地も規模拡大ということであれば、まず利用してということから規模拡大ならいいんですが、その辺、事務局も厳しく。（発言する者あり）

○藤井会長 今回、27年度に許可を与えて、取得されたほうの2町が、一部2町が耕作されているということで、この2町につきましては、どなたが植えられたか確認したら、本人ではないと言われました。刈取りは、公社に依頼され、私が刈りに行った案件ですけれども。

そういった状況なので、その辺のところはどうのこうの言うつもりはないんですけども、少なくとも27年以降、今回を含めて、手に入れられる物件の農地に対してはしっかりと営農計画書を出していただきたいという思いがあったんですが、地元委員さんがお話ししたとおり、以前に持たれている、違う場所にある農地の扱いも、この際確認したほうがいいんじゃないかという思いもあるので、それも含めて、営農計画書を改めて提出していただくことにしたいと思いますので、御賛同いただける方は挙手……

○16番 ちょっといいですか。もとの農地って、この1号の1であります、この緑色のマーカーのところがありますね。あの部分の一角をほとんど、今回を含めて手に入れられたんですよ。この下にあるのは全く手が付けられていないんですよ。この真ん中、このちょっと下がですね、ここに川があって、この下は全く荒れた農地が多いんですよ。一部耕作される方もいらっしゃいます。

この1町幾らの田んぼの中に、とんでもないところ、これは三輪委員がよく御存じですが、——というところで、先代から持っておられた所ですが、それを耕作しろというのはちょっと無理なところもあると思いますよ。もう作れるような状態じゃないですよ。せめて私は、この——が申請出された、ここだけをどうしても耕作してほしいんです。

○藤井会長 だけど、そこも当然利用状況調査、農業委員さんが行われているわけで、どういう回答が得られているのかもはっきりさせていただきたい。

○16番 ——のあれは、三輪さん、あれは何というのか、よくわからないけど。ガマが生えてい

る。

○17番 全部一帯、線路の北側ですね、——のあの。

○16番 作れる状態じゃない。

○17番 一面、だめですね。

○8番 耕作放棄地ですか。

○17番 田に入ろうにも入られない。木が生えているから。

○藤井会長 わかりました。では、そちらのほうは今回問わないという形で、今回のこの周辺の農地の扱いだけ提出させていただくということでもいいですか。

○16番 だから、事務局から返答してもらうのも、向こう何年間、必ずこの土地を活用する、稲作をやるということでないかね。

○8番 ただね、2年という期限があるんですよ。それを過ぎてたとえ農業委員会としても対応はできないだろうと思うわけです。だから、2年間は絶対作るということ。耕作放棄地だった田んぼは2年できるんですよ、作ろうと思えば。だから、その辺をどう考えるかを考えておかないといけないと思います。

○6番 それと、資料の中に譲渡理由という欄に規模拡大という言葉はよく書かれていますよね。これは耕作拡大というふう置き替えられないのですか。規模拡大というのは非常に広いんですよ。ほとんど、この第3条というのは規模拡大ということです。だけど、規模拡大の中身の耕作を拡大するというのがあるんですよね。ここは耕作拡大というふうにできないのですか。そしたら、耕作するために、これは拡大となる、正しい日本語が使えると思うんですよ。抽象的なんです。

○藤井会長 文言はどうでもいいんじゃない。

○事務局 文言についてですが、基本的に申請どおりに書くんですけども、確かに御要望がありましたら、そのように修正することは可能です。規模拡大ではなく、耕作拡大というふうに、こちらで修正することは可能です。

○藤井会長 ここでまとめたいと思いますが、改めて営農計画書の提出を願うということですけども、その中に一応縛りとしては2年以上耕作するということが条件になっていて、それ以上の計画書の提出を求めることも現状では難しいんじゃないかなと思いますので、それを十分説明した上で今後の計画書の提出をしていただいて、それをまたこの場にかけて皆さんの判断を仰ぐという形にさせていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 よろしいですか。御賛同いただける方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、1番は今回保留と、改めて提出を願う

という形にさせていただきます。

続きまして、議案第2号、地元委員さん、説明をお願いします。

○11番 熊安さんは具合が悪いみたいなので、先にされたいんじゃないかと思います。

○藤井会長 わかりました。それでは、今、申し出がありましたように、熊安委員さんの体調がすぐれないようですので、議案第2号の1番を先にさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 それでは、議案第2号の1について、事務局、説明をお願いします。

○事務局 議案第2号の1につきまして御説明をさせていただきます。

受付番号1番、転用目的が農作業場及び作業道の確保となっております。農地区分は集団農地面積59.1haの農地で、農地法第4条第6項第1号イに該当する農用地区域内農地です。許可該当法令は、農地法第4条第6項本文ただし書きの農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供する場合です。

以上でございます。

○藤井会長 それでは、1番、地元委員さん、説明をお願いします。

○12番 12番、熊安です。

議案第2号の1は、農地法第4条の規定による許可申請についてです。

転用目的は、既に農用地区用途変更手続完了のところ、農作業場及び作業道の確保を目的とする案件です。

現地確認を平成31年1月10日に13時30分、事務局の秋里さんと富永さん、石田さんは午前中に実施、4人で確認いたしました。また、11日に——御本人にお会いするため伺ったのですが、御不在で、——、お母様が、——のお母様がいらっしゃいました。で、お話がちょっとよくわからなかったもので、次の日に、また——のお宅へお電話して確認いたしました。

現地は、お手元の資料9ページの1のとおりです。——と——との中間、南寄りにあります。申請地は、——の南にある——の——所有の農地のあぜ道を軽トラが行き来できるように拡張するものです。ここは、次のいろいろな要件は、今、事務局でおっしゃったとおりです。

申請者の営農状況も、12ページの事業計画書にあるように、7,052m²と手広く営農されており、今回、申請に隣接している田は、道を付けるための、すぐそばのあぜ道、今までずっとあぜ道だったんですけど、そこは、二十数年前は牛を使って田を作っていたんですが、減反制度が始まって休耕田にして、米作りをしていなかったとのことでした。牛を使っていたので、あぜ道で、農業ができていたんですが、それから休耕田にしてからは、そのままだったそうです。でも、この

たび、その農地のそばに道を付けることによって、今まで減反していたところを、これからも精一杯作っていくつもりですということでした。

その農地の拡大したところは、作業場は、家を建てたり、そういうことはしないで、コンバインなんかの向きを変えたり、苗床を置いたりするために、ちょっと広く取りましたとのことでした。

この申請をするに当たり、確保できれば、ますます農業に貢献したいとの意気込みを感じました。皆様の御審議よろしく願いいたします。

○藤井会長 説明が終わりました。審議に入ります。御意見のある方はお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 よろしいですか。御意見がないようですので、採決に入ります。御承認いただける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、1番、可決、承認いたします。

○12番 ありがとうございます。

○藤井会長 それでは、議案第1号に戻ります。次に、議案第1号、2番、地元委員さん、説明をお願いします。

○14番 農業委員、14番の池田圭介です。議案第1号、第2番について御説明いたします。

本案件は、農地法第3条による所有権の移転、土地の譲渡でございます。

平成31年1月8日火曜日、18時頃、———及び———に電話して聞き取り調査をいたしました。現地は、———に入り、300mぐらい進んだところの右側にあります。資料3ページのやや左下をご覧ください。なお、現地確認は当日の午前中に実施しております。

———及び———の土地は、———が所有されていますが、以前から———、———及び———により共同でこの田を耕作しておられます。———は、実のお父さんである———が亡くなられたとき、とりあえず遺産相続の形で自分の名義にしておいたが、———の将来のことを考えると、このたび、この田の名義を———に変えておくほうがよいのではないかということになり、名義変更をしたいとのことでした。理由は、この田の名義を———にしておくことで、将来は———の子どもさんに相続し、———を維持していくことが一番良い方法であるとのことでした。

このことを———に電話連絡して確認すると、———である———と協議した結果、今までどおりこの田を共同で耕作することや、自分の名義に変えることについては間違いのないとのことでした。

また、———の農舎には、申請書に記載のとおり、コンバイン、トラクター、田植機等が保管されていました。

このことから、本案件を農地法第3条の許可基準に照らし合わせますと、農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件につきましては、該当しないと判断しました。4号の農作業常時従事要件につきましては、該当しないと判断しました。5号の下限面積要件につきましては、超えております。7号の地域との調和要件につきましては、なしと判断しました。

なお、農地法第3条第2号、第3号、第6号及び第3条3項につきましては、本案件は該当しておりません。

以上により、地元農業委員としては、農地法第3条による所有権の移転の許可基準を満たしていると思われますが、皆様の御審議よろしくをお願いいたします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方はお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 よろしいでしょうか。御意見がないようですので、採決に入ります。御承認いただける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、2番、可決、承認いたします。

続きまして、3番、地元委員さん、説明をお願いします。

○13番 13番、鹿角です。議案第1号、3番について説明します。

この案件は、——と——の農地を——に譲渡される、農地法第3条による許可申請です。場所は資料5ページの、——よりも東へ300mぐらいのところでは

現地確認と聞き取りを1月6日に、中川幸晴推進委員と行いました。譲渡人の——の話によりますと、——に、申請地の——と——を今回譲渡したいと思っているので、心当たりの人に紹介してほしいと頼まれていたということです。それで、——が知り合いの——に相談を持ちかけましたところ、それでは譲り受けましょうという返事をもらったということでした。

それから、隣接している申請地の——も一緒に譲渡してもよいという思いを——に話をしましたところ、このことは自分の農地が何カ所か点在していて作業効率が悪いので、この機会にできるだけ少なくしていきたいということで、一緒に——に譲り受けてもらいたいということで、——にそういう話をされたそうです。それで、——は問題なく譲り受ける返事をもらったということでした。

それと、譲渡人の——が言われるには、この申請地は以前から自分では管理できないので、——に管理をしてもらっていましたが、今から先を考えると、早目に何とかしておきたいという思いがあり、今回、譲渡について——に相談し、お願いしていたところ、——に譲り受けってもらうことを聞き、この農地を譲渡することを了解したということでした。

それから、譲受人の——によりますと、申請地の——の農地——と——と、——の——を譲り受けてもらえないかという話を——より聞きましたと。それと、——の事情と——の事情、農地の、農業倉庫より距離があり、他の圃場と隣接していないし、作業性が悪いということを言われ、——の農地と併せて譲り受けてもらえないかと言われました。それで、これから——本人も営農規模を拡大するという思いがあり、また、自宅からも近いので、問題なく譲り受けることにしたということでした。

それから、次に、農地法第3条2項各号について説明します。

第1号の全部効率利用要件について、農機具の確認、農作業は主に夫婦で行うということで、農地の全てを利用できると見込まれます。2号、3号については、該当しておりません。第4号の農作業常時従事要件ですが、農作業に従事すると見込まれると判断します。5号の下限面積要件ですが、満たしております。第6号の転貸禁止要件ですが、該当しません。第7号の地域調和要件ですが、支障は生じないものと考えております。

以上のことから、農地法第3条2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断します。皆様の御審議、よろしくお願いします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方はお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 よろしいでしょうか。御意見がないようですので、採決に入ります。御承認いただける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、3番、可決、承認いたします。

続きまして、4番、地元委員さん、説明をお願いします。

○14番 農業委員、14番の池田圭介です。議案第1号、第4番について御説明いたします。

本案件は、農地法第3条による所有権の移転、土地の譲渡でございます。

平成31年1月8日火曜日、17時頃、——宅に出向いて聞き取り調査をいたしました。現地は——に入り800mぐらい進むと、左側にあります。資料の7ページで御確認ください。なお、現地確認は当日の午前中に実施しております。

——及び——の土地は、——が所有されていますが、相当前、昭和30年代頃からとか言っておられました、主として——と夫である——が共同で耕作してこられました。このたび、——は、今後この田を自分たちが耕作することはないので、今まで耕作されてきた——に譲渡したいとのことでした。また、——も、このたび譲渡してもらい、主人の——と共同で今後も続けて耕作していくとのことでした。

————は、主人及び子どもたちと相談した結果、主人の——名義ではなく、自分の名義にしたとのことでした。このことを1月8日火曜日の18時頃、譲渡人である————に確認の電話をしたところ、御主人が出られまして、間違いないとのことでした。

また、——の農舎には、申請書に記載のとおり、乾燥機、田植機、トラクター、コンバイン、もみすり機、軽トラック、草刈機等が保管されていました。

なお、営農計画書の通作の距離、時間及び方法の欄に、自宅から1kmのところにあるため軽トラで通うと記載してありますが、これは記載ミスで、実際には——の自宅から100mくらい離れたところにあります。

このことから、本案件を農地法第3条の許可基準に照らし合わせますと、農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件につきましては、該当しないと判断しました。4号の農作業従事要件につきましては、該当しないと判断しました。5号の下限面積要件につきましては、超えております。7号の地域との調和要件につきましては、なしと判断しました。

なお、農地法第3条第2号、第3号、第6号及び第3条第3項につきましては、本案件は該当しておりません。

以上により、地元農業委員としては、農地法第3条による所有権の移転の許可を満たしていると思われませんが、皆様の御審議よろしく願いいたします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方、お願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。御承認いただける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、4番、可決、承認いたします。

続けて、議案第2号の2番、事務局、説明をお願いします。

○事務局 御説明いたします。

議案第2号の受付番号2ですが、転用目的は太陽光発電設備です。農地区分は集団農地面積0.9haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地のため、第2種農地と判断します。

以上です。御審議のほど、よろしくお願いします。

○藤井会長 それでは、2番、地元委員さん、説明をお願いします。

○2番 2番の池田でございます。御説明いたします。

議案第2号、2番、農地法第4条の規定による太陽光発電設備の許可申請でございます。議案書の15ページから20ページをご覧ください。

場所は、15ページをご覧ください。左下に第2種農地と書いてあります。そのあたりが——

———です。その北側に広い土地が、ここは———になっております。その北側、50mぐらい北に行ったところです。711m²の土地でございます。

1月11日午後1時30分、事務局2名と宇多村小委員長さん、それに私との4名で現地確認をいたしました。

1月14日、———に電話で状況をお聞きしました。高齢で働き手もなく、また、畑の借り手もなく、困っておられたそうです。そこへ話が持ち込まれ、農地を有効利用し、自然エネルギーで社会貢献ができ、農地の荒廃化も防げると、踏み切られたそうです。買取価格が現在下がっていますので、そのような話をしますと、それでもいいとはっきり言われました。

2種農地でもあり、周辺農地も太陽光の設備がかなり埋まっております、北側の土地それぞれにも、———という方がございます。この方も随分太陽光をやっているらしいです。その———にも一応相談し、説明をされているそうです。ほかに近辺に住宅もほとんどなく、トラブルは少ないのではないかなと思っております。

———とも電話でお話ししまして、———にその後の管理、それから———にもお伝えしたんですけど、近所とのトラブルが起きないようにということでお願いしておきました。ここは高台の砂地になっております。

以上でございます。御審議よろしく願いいたします。

○藤井会長 説明が終わりました。審議に入ります。御意見のある方はお願いします。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決します。御承認いただける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、議案第2号の2番、可決、承認いたします。

続きまして、議案第3号、事務局、説明をお願いします。

○事務局 それでは、御説明いたします。

議案第3号ですが、議案書3ページ、資料が21ページからになります。

この中で、議案第3号の受付番号7につきましては、取下げとなっておりますので、今回は審議いたしません。

それと、資料の差し替えがありましたので、机の上に配付させていただいております。5ページほどあったと思いますが、そちらを御参照ください。

議案第3号につきましては、農地法第5条の規定による許可申請が6件提出されております。転用目的は太陽光発電設備が5件、建売住宅が1件です。

受付番号１、太陽光発電設備です。農地区分は集団農地面積１．５haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地のため、第２種農地と判断します。

受付番号２、太陽光発電設備です。農地区分は集団農地面積０．９haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地のため、第２種農地と判断します。

受付番号３、太陽光発電設備です。農地区分は集団農地面積４．８haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地のため、第２種農地と判断します。

受付番号４、太陽光発電設備です。農地区分は集団農地面積０．１haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地のため、第２種農地と判断します。

受付番号５、太陽光発電設備です。農地区分は集団農地面積１．９haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地のため、第２種農地と判断します。

受付番号６、建売住宅です。農地区分は集団農地面積２．９haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地のため、第２種農地と判断します。開発許可申請準備中です。

以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いします。

○藤井会長 それでは、１番、地元委員さん、説明をお願いします。

○１番 １番、石川です。

議案第３号、１は、———ほか———の方の農地を———が譲り受けて、太陽光発電設備を建設するために転用したいという申請です。資料は２１ページから２６ページです。

現地を、これは先月１回説明までして保留になった案件なので、現地を１２月６日に小委員長の宇多村委員長さんと事務局と確認しました。今回、差し替えが入っていますが、パネルの並びが変わっているということで、１月１１日に、また事務局と小委員長とで一緒に現地確認をしております。

それから、———については、１２月７日に電話で確認しました。代理人の方ともお話をいたしました。それから、１２月６日から９日にかけて、この地権者それぞれに対してヒアリングを行っております。それについて説明いたします。

現地は、———から北へ３００m程度行ったところです。———のすぐ南側、隣接地です。道と川に挟まれた場所で、まだ多少水田を作っていらっしゃるんですが、ため池がですね、———の裏側にある———ということですが、この水系の最後の地域に当たりまして、水不足で管理はされていますが、休耕になっています。

今回申請があった所では、———が一人作っておられます。———の家があるんですが、それ以外において、———と———の田んぼは———が耕作されてきました。しかし、仕事が忙しくなってきた、施設に入っていっちゃって、お一人で農業をしているということで、農地を縮小したいというところで、こういう話があって、売ることになったそうです。

ただ、家の前に使われていない所、ここだけは飯米を作るということで、水田が残ります。

ここ、水路が、緑で囲まれている、ど真ん中を通っていますので、この水路の確保については、していただくようにと要請いたしました。今回差し替えになっていますパネルのところには、水路の確保もできております。———以外の方は少しずつ持っていらっしゃるんですが、———が売られるときに一緒に動かないと、管理ができないということで、一緒に売ることになったようです。

それで、議案第3号の1の文字のすぐ下、ここらあたりは大体1カ月前にここも太陽光発電がもう始まっていますので、全部太陽光発電という形になります。

この案件に係る農地の許可基準については、第2種農地ですので、代替地がない場合は許可されるということです。

それから、転用の確実性については、県内でこの会社は実績がありまして、———でも———付近で1カ所、それからグループ企業でも太陽光発電をしているところです。

それと、特に———、この方周りを全部囲まれますので、確認をしましたところ、説明が済んでおります。近隣の農家さんには全て説明に行かれたということでした。周辺農地への被害防除措置についても、雑草管理等は確実にやっていくということですし、何しろ規模が大きいので、きちっとした管理人を付けるということで確認したんですが、管理はしますということでした。

差し替えは、パネルの向きが変わりまして、きれいに並んでいます。

説明は以上です。皆様の御審議よろしく申し上げます。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方はお願いします。

これは、この前出た案件で、案件保留になった、何が変わって出てきたんですか。

○事務局 事務局から説明します。

前回は、農地転用に係る土地改良区の意見書が提出されておりましたが、今回は申請に間に合うように改良区の意見書が全て提出されております。

○藤井会長 改良区の対象地ではないという意見書。

○事務局 この土地について転用するという意見書です、を土地改良区に確認するという。———です。

○藤井会長 改良区は何の判こもないけどね。

○事務局 その下にあるのは合併浄化槽とかの水利組合の関わりであって、農地転用に係る意見書というのは別個にいただいております。（発言する者あり）はい。土地改良区の意見書が提出されました。

○藤井会長 ほかにございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。1番、承認いただける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成で、1番、可決、承認いたします。

続きまして、2番、地元委員さん、お願いします。

○4番 4番、宇多村でございます。

議案第3号の2番、農地法第5条の規定による許可申請でございます。

現地確認につきましては、1月の11日金曜日、午後に、事務局と行いました。

参考資料は27ページから32ページでございます。申請地につきましては、28ページ、29ページでございます。

——の——というところにございまして、位置的には——の下を——、現在、——でございますが、その下をくぐって、交差点から北側に400mぐらい上がったところがございます。地図にございますように、真ん中にあるのが——という県の砂防河川でございますが、——の左岸に隣接した、登記面積が1,627m²の土地で、水の確保が困難とのことで稲作ができていないんですね。15年ぐらい前から耕作放棄地となっております。

1月の13日の午後4時に、借受人である——の主人、——でございますけれども、お話をお聞きいたしました。登記上の名義である——の土地を、このたびは——が土地を借り受け、太陽光発電の設備を設置するというところでございます。

去年の平成30年の3月に、実はこのたび計画されている太陽光発電設備を、——の対岸でございますけれども、27ページをあけていただきますと、現在計画しているところが緑色で示してあるところがございますけれども、その対岸、川の反対側に斜線部分で示したところがございます。ここに、去年の3月に許可を受けられまして、——の——がこちらへ同規模の太陽光発電を既に設置されておまして、去年の3月に農業委員会の許可を取っております。このたびは、——が借受人となり、太陽光発電を設置されるということでございます。

許可申請につきましては、まず事業計画書、30、31ページで説明させていただきますと、発電規模は上から2番目内でございますが、発電容量は98.62kWでございます。実際、売電されるのは、その下に書いてあります、発電出力とありますが、49.5kWでございます。こちらの数字が発電能力と発電出力が違うのは、この発電容量が高ければ曇っていても発電しているということで、売電単価が近年ちょっと安くなっておりますけれども、それをカバーするためにこのような仕組みになっております。

それと、その下には、現在の事業の実施状況、事業規模とありますが、休耕、15年以上前から休耕田になったところでございます。

その下にございますが、発電システムを設置して、安定した収入確保と再生可能エネルギーの普及に貢献したいということで申請されております。

続きまして、32ページの被害防除計画書でございます。造成の有無についてはなしと、地盤の改良の必要もないということで、整地の必要もないということでございます。

周辺の農地の日照、通風等に支障を及ぼさないかということでございますが、この近辺には、民家がございます。地図上で見ますと、すぐ下に、27ページでございますけれども、緑色の売電、発電設備のすぐ下に家が1軒ありますけれども、この家は現在、空き家でございます。近隣に面する住宅はなく、近隣の農地利用にも支障がないということであります。特に、水路、排水の問題もないと考えておりますので、許可要件を満たしていると判断しております。皆様の御審議よろしくお願いいたします。

○藤井会長 説明が終わりました。審議に入ります。御意見のある方はお願いします。ございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。御承認いただける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、2番、可決、承認いたします。

続きまして、3番、地元委員さん、説明をお願いします。

○8番 8番の古谷です。

議案第3号の3は、———の農地を———が太陽光発電設備のために所有権の移転をしたいとする農地法第5条の申請です。

1月9日に吉本小委員長さんと事務局の方2名で、農地の現地確認をいたしました。———の———という方だったんですが、この方と1月8日に———の事務所内と、私の自宅に来てヒアリングをし、また農地の所有者の———は、1月13日にヒアリングをいたしましたので、この結果について御報告をいたします。

農地の現況は、草刈り等の保全管理はされております。この当該農地の場所は、お手元の資料の33ページに、———の県道、———ですが、それを挟みまして北側の約100mのところにあります。この当該農地は、賃貸契約で貸されていたわけですが、借りている人が2年前に亡くなられて、返されたとのこと。

———は、農業経験や農機具等の保有はされていないため、隣接の農地とともに、農業委員会

へ平成29年2月に貸付希望用地として申し込みをしておられます。また、ヒアリングでわかったことですが、———の———はこの———は御親戚関係にあります。

それから、———の資金繰り等については、某銀行より残高証明書が出ておりますが、資金面においては自社の自己資金で十分賄えると思います。

なお、この企業の定款等で、この太陽光発電事業の可否について確認いたしました結果、この事業の販売、設計、それから施工、保守管理及び電力の供給や売買等が全てできるために、特に問題はないと判断いたします。

なお、資料の38ページの被害防除計画書については、雨水のため排水計画は自然流下となっておりますが、農地の現地確認をした際に、地元の水利組合長さんにお会いし、お聞きしたところ、あぜの草刈りや川掃除等の協力の依頼をしたということでありました。

この申請農地は、2種農地のため、まず、立地基準では、周辺の他の農地では事業目的が達成することができない場合は、よいという規定があります。また、一般基準では、確実に転用されるかどうかということですが、既にこの企業は———に施工し稼働されておられます。また、さっき言いましたけれども、———と———は御親戚関係にあるため、確実に転用がされるものと考えております。

次に、周辺の営農条件に悪影響を与えないかということについても、これは地元の水利組合長さんのすぐ前であります。また、近隣の農地もほとんど耕作されていないため、特に水利組合長さんに聞いても支障はないと聞いて、私どももそのように思っております。

なお、排水関係については、当該農地の北側と西側に農業用排水路が隣接しておりますので、これも特に問題ないと思っております。

したがって、地元委員としては、これらの審査基準はいずれもクリアしているものと判断いたしておりますが、皆さんの御審議のほど、よろしくお願いいたします。

以上です。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方はお願いします。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。御承認いただける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、3番、可決、承認いたします。

続きまして、4、5を一括上程させていただきます。地元委員さん、説明をお願いします。

○2番 2番、池田でございます。

議案第3号、4番、太陽光発電設備による所有権移転の許可申請でございます。

参考資料の39ページから44ページをご覧ください。

場所は———でございます。もう周りが全部太陽光で埋まっております、取り囲まれた、ど真ん中でございます。

1月11日午後1時50分頃、事務局の方2名と宇多村さんと私の4名で現地確認をいたしました。14日午後、———に電話でお話を聞きました。———は平成28年に———から相続登記をされ、その頃に高齢のため維持できないので、買われる機会があったらお願いしますと、すぐ近くに———があるんですけど、このたび買われました———が、すぐ道のそばにあります。その方に、ふだんから、これは相談されていたそうです。このたび———から譲り受けの話があり、まとまったということです。

現状は三方を太陽光設備で囲まれており、水がたまっていて荒廃も随分ひどくなっております、とても作物のできる状況ではありません。

事業計画では、太陽光パネルが476枚で、最大送電量が49.5kWとなっております。随分、田んぼが底になっておりますので、80cmの盛り土をされるそうです。

農業用排水路がそばにございますけど、それらの清掃などのお願いも、それと、司法書士さんにもお願いしたんですけど、———も、あちこち近所にあります太陽光の設備のところのそばの水路とか、そういうのは請け負ってやっていたらいいそうで、これからも引き続いてお願いしますということをお願いしておきました。

それと、議案第3号、5番の、これも太陽光設備による所有権移転の転用許可申請でございます。

この場所は、先ほどの4号の反対側、45ページをご覧ください。その間に———がございます。

1月11日、1時40分頃、4名で現地を確認させていただきました。この譲渡人の———は———の方でして、13日に———と電話でお話しいたしました。親が耕作されていたそうですが、もう既に亡くなっておられ、自分も高齢となり、遠方に住んでいるので、管理ができなくなったそうです。すぐ近くに———がいらっしゃるの、以前から相談されていたそうで、このたび話がまとまったとのこと。

事業計画では、これもパネルの枚数が240枚で、最大送電量が49.5kWです。これは同じように低い土地ですけど、盛り土をせず、除草、整地のみとすると伺っております。

先ほども言いましたが、———は地元でも最初に発電事業を手がけられまして、その後、たくさん手がけておられます。また、水路等の管理等も引き受けられ、きちんとされております。———も、今後、地元でもし不都合なことが起これば、いつでも相談に乗り協力しますとのことでした。

以上でございます。御審議よろしく願いいたします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方はお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決いたします。4番、5番、御承認いただける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、4番、5番、可決、承認いたします。
続きまして、6番、地元委員さん、説明をお願いします。

○11番 11番、石田です。

この案件は、3名の方が———に農地を売却し、建売住宅、計12棟を建てるというものでございます。

まず、———から御説明させていただきます。全員同じ———という名字ですけど、特に———の方は御親戚ですけど、———は別、御親戚じゃないということでした。

———の農地については、昨年まで耕作しておられ、現地確認に行ったときにも稲株が残っているような状態でした。会長と一緒に現地確認に行ったんですけど、会長が去年は稲を刈られたそうでございます。

このたび、ほかにも農地を持っていらっしゃるんですけど、なぜ手放そうとされたかといいますと、今まで一生懸命作ってきましたけど、周りがどんどん宅地化して、参考資料の51ページ、印がある左側、西側のところは何も書いてないんですけど、ここにも実際には家が全部建っていて、このたび、———も農地を売られるということで、———は、この3つ、今、枠がある、51ページにある中の一番左側ですけど、両側にもう家が建つということであれば、今まで作りにくいと思っていたのに、ますます作りにくくなってしまうということで、もうこの際、手放そうと決意されたそうです。

———ですけど、もう13年ぐらい農業を御自身ではやられてなくて、跡継ぎの方もいらっしゃらないので、今まで管理は農業公社に草刈りをしてもらっていたということなんですけど、今後も作れる見込みはないということで、売ってくれないかというお話があったので、手放すことにされたそうです。

———については、ちょっと耳が遠くて、お話しできるような状態じゃないということで、その上の———さんですね、これ。———じゃなくて、———と———の共同名義になっているんですけど、———とはお話ができなかったもので、かわりに———にお話を伺っております。———についても———で、跡継ぎがいらっしゃらないということでございました。

この辺もどんどん宅地化が急ピッチで進んで、悲しいとは思いますが、人が増える分、太陽光よりはいいかなという思いも若干あります。地元委員としては、いたし方ないかなと思っております。皆様方の御審議をよろしくお願いいたします。

○藤井会長 説明が終わりました。審議に入ります。御意見のある方はお願いします。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。御承認いただける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、6番、可決、承認いたします。

続きまして、議案第4号と5号を一括上程させていただきます。事務局、説明をお願いします。

○事務局 それでは、御説明させていただきます。

議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について御説明させていただきます。

議案書6ページから内容を記載しておりますので、ご覧ください。

議案第4号につきましては、平成31年1月26日公告予定の利用権設定の申請が24件、提出されております。農地の集積面積は5万9,830.85㎡でございます。

内容としまして、24件中、使用貸借権の設定が22件、所有権の移転が1件、賃貸借権の設定が1件、新規8件、再設定16件となっております。それぞれの計画の内容は議案に記載してあるとおりでございます。全ての案件につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

続きまして、議案第5号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の協議について御説明させていただきます。

議案書10ページから内容を記載しておりますので、ご覧ください。

議案第5号につきましては、県で公告予定の利用権設定が18件になります。

内容としまして、議案第5号の1から16までにつきましては、公社から貸付を行うもので、議案第4号の番号9から24番に対応するものになります。

また、議案第5号の番号17、18につきましては、公社から貸し付ける相手方に変更が生じたものになります。

以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。地元委員さんで何か説明が必要と思われる方、御意見がありましたら、お願いしたいと思います。——何かございませんか。どうぞ。

○2番 池田でございます。

7番の———ですけど、ここで何を作られるんですかね。

○藤井会長 地元委員さん、この4号の7番、———について何か御存じであれば。どうぞ。

○11番 11番、石田ですけど、ここに6枚出ているうちの、2枚ほど、うちに田んぼを借りてくれないかと言われたんですけど、ちょっと離れているからできないねということで、そのときおっしゃっていたのは、何か野菜作るのに借りたいということでした。で、2枚は、ちょっと水が入ってきそうだから、田んぼのほうがいいだろうから、やってくれないかという話があったんですけど、道もあまりよくなくて、2枚のために行けないから、断ったんですけど。

○藤井会長 地元委員さん、それでよろしいですかね。ほかに何かありますか。

○11番 体調は回復されたみたいです。ちょっと前まで崩されていたんですけど。

○2番 そうですか。面積が広いからね、びっくりしたんですよ。牧草を作るなら話がわかりますけど。広いなと思って。

○藤井会長 ほかにございませんか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決いたします。議案第4号、議案第5号、御承認いただける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、議案第4号、議案第5号、可決、承認いたします。

議案審議は以上でございます。

報告事項が1号から8号までございます。目を通していただいて、何か御意見があればお願いします。

○小山推進委員 推進委員の小山です。

15ページの8番目の———ですが、転用目的が駐車場となっていますけど、現地を今日見に行ったんですが、私、自治会長をしております、土地家屋調査士の方が、これ分譲住宅として計画書を持ってこられたんですけど、どうなっているのかと思ひまして、質問させていただきました。

○事務局 事務局からお答えします。

こちらは前回中山委員からも御指摘を受けたんですが、市街化区域の中で1,000m²を超えると、開発区域ということになるんですけれども、市街化区域に関しては農業委員会の事務局としては、農地からの都市化を促進する場所であるので、審査としては受けて、その申請どおりに届け出をして、こちらに記載するような形になります。

ただし、明らかに2,000m²の中で駐車場で使われたかどうかというのは、確かに、開発されるんじゃないかと御指摘されるのもっともだと思いますので、今後こういった案件があった場合は、行政書士なりに実際どういう計画なのかを改めて確認していただいて、もし駐車場以外の用途で使われるのであれば、その用途を記載するように指導していこうと思っております。

○藤井会長 よろしいですか。中山委員。

○3番 3番、中山です。

私も現地確認いたしまして、これは駐車場じゃないだろうというようなところでして、間違いなくアパートか建売住宅が建つんですけれども、現時点で駐車場で出されているから、事務局ではどうしようもないということでした。

私は、別件ですけれども、去年の10月にあった、地元の――で同じような、2反で駐車場にするというのがあったんですけれども、年明け、パトロールで回っていたら、宅地分譲中という看板が出ていまして、これはおかしいということで事務局に言ったら、事務局としては、届け出ということで、どうしようもないということですが、今後は事務局でもっと事前の確認をしていただくように要請した次第です。

○藤井会長 事務局が事前に確認するというのは、どういう手続ですものですか。

○事務局 まず届け出に関しては、申請を出されてから、航空写真とかで確認をして、こういう計画ですというのも、本当に調整区域で出されるのとは全然レベルが違って、あくまで市街化を促進する法律があるわけですから、もう駐車場です、開発です、例えばサッカーグラウンド場ですとしかない状態です、申請自体はですね。

今回、1,000m²を超えた場合は、都市計画課の開発の許可をもらって、同時に農地転用の書類、届け出の許可の申請をお客様に渡すような形にはなります。恐らくそれが行政書士にとっては手間なのかどうか、ちょっとわかりかねますが、今後、2,000m²を超えて大体感覚としてこれは開発だろうと、申請を出される方が不動産屋のような場合は、行政書士に、これは本当に駐車場ですかということは確認して、もしそうでなければ、正直に書いてくださいという指導はしていこうかと思っております。

○藤井会長 今の件で何か御意見があれば。よろしいですかね。――それでは、ほかに何かございませんか。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 それでは、ないようですので、議案審議をこれで閉じたいと思います。

午後3時35分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 3 1 年 1 月 1 6 日

議 長 藤井 伸昌

署名委員

署名委員